

秋田県告示第299号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示第483号）の一部を次のように改正したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和6年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1－1から別紙1－11までに、法第11条第2 項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な 資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向 性は別紙3－1から別紙3－17までに、それぞれ定め るものとする。	秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1－1から別紙1－10までに、法第11条第2 項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な 資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向 性は別紙3－1から別紙3－18までに、それぞれ定め るものとする。

（別紙1－10）の次に（別紙1－11）を加え、（別紙3－10）を削り、（別紙3－11）を（別紙3－10）とし、（別紙3－12）を（別紙3－11）とし、（別紙3－13）を（別紙3－12）とし、（別紙3－14）を（別紙3－13）とし、（別紙3－15）を（別紙3－14）とし、（別紙3－16）を（別紙3－15）とし、（別紙3－17）を（別紙3－16）とし、（別紙3－18）を（別紙3－17）とする。

(別紙 1－11)

- 1 特定水産資源
まだら本州日本海北部系群
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
秋田県まだら本州日本海北部系群漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
 - ア 水域
イの対象とする漁業がまだら本州日本海北部系群の採捕を行う水域
 - イ 対象とする漁業
秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がまだらを採捕する全ての漁業
 - ウ 漁獲可能期間
周年
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を秋田県まだら本州日本海北部系群漁業に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
- 5 その他資源管理に関する重要事項
資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。